破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１６０号
さいたま市西区大字指扇1078番地１　３－104
破産者　太田　浩彰
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4927番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2009番地５
破産者　下川　洋一
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩郡さつま町神子696番地１、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町湯田1004番地１ちさとマンション101
破産者　田野　明広
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
岩手県大船渡市赤崎町字諏訪前10番地４
破産者　千葉　正弘
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１１号
群馬県太田市富沢町403番地10、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市柴崎町860番地３
破産者　鈴木　宏始
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２８５号
愛知県長久手市久保山2124番地　カームハウス103号
破産者　すなっくともこと　岡野　喜美
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０４号
愛知県一宮市大和町苅安賀字角出12番地、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区直来町４丁目36番地の１
破産者　早川　良美
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２６号
神戸市垂水区王居殿３丁目26番４－102号
破産者　モード・アルこと　福本　広美
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０号
神戸市兵庫区荒田町３丁目９番１号　ハイムサワダ302号室、開始決定時の住所神戸市北区有野町唐櫃2014番地
破産者　下野　正人
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
長崎県長崎市石神町39番83―204号、旧住所佐賀県佐賀市新郷本町11番19号
破産者　藤満　堅次
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目19番34号
破産者　山下　幸吉
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９号
北海道赤平市平岸新光町６丁目１番地、開始決定時の住所北海道赤平市東大町１丁目12番地
破産者　田中　良一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
北海道旭川市川端町６条10丁目１番３号　グレース川端102号室
破産者　松下　昌利
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
青森市幸畑５丁目26番１号　ラ・ポール八甲Ｍ・Ａ―105
破産者　神　　信子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
青森県三戸郡五戸町字下モ沢向25番地12
破産者　竹内　洋司
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第５７号
青森県十和田市大字三本木字西小稲139番地７
破産者　高屋美智子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部